

1 個人情報の取り扱い

当社は、お客様の個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

▶ 1 個人情報(マイナンバーを除きます。)の取り扱い

- 当社における「個人情報(マイナンバーを除きます。)の利用目的」は、以下のとおりです。
 - ①各種保険契約の引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い
 - ②関連会社・提携会社などを含む、各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務

▶ 2 マイナンバー(個人番号)の取り扱い

- 当社における「マイナンバーの利用目的」は、以下のとおりです。

- ①保険取引に関する支払調書作成事務
- ②財形保険契約の非課税関係事務

当社は、お客様に対して満足度の高いサービスを提供していく上で、個人情報の適切な保護と取り扱いが重要であると認識し、**個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)**を定め、これを実行します。

Web参照

当社の個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)は、当社Webサイト(<https://www.jplife.japanpost.jp/>)をご覧ください。

2 AEOIに関するお願い

- 当社では、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により創設された「AEOI(非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度)」に基づき、保険契約の申し込みなどをする際、お客さまの氏名、住所、居住地国などを記載した届出書(新規届出書)など必要書類の提出をお願いすることがあります。
- 提出していただいた届出書(新規届出書)の内容に基づき、国税庁(所轄の税務署長)あてに契約情報等を報告することがあります。
- 届出書(新規届出書)の提出後に居住地国に異動があった場合は、届出書(異動届出書)の提出が必要となりますので、当社までご連絡ください。

Web参照

AEOIに関するお願いは、当社Webサイト(<https://www.jplife.japanpost.jp/>)をご覧ください。

3 生命保険契約者保護機構

当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時または契約変更時にお約束した保険金額、年金額などが削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時または契約変更時の保険金額、年金額などが削減されることがあります。

▶ 保護機構の概要

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険にかかる保険契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社にかかる保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いにかかる資金援助および保険金請求権などの買い取りを行うなどにより、保険契約者などの保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態などによっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)にかかる部分を除いた日本国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金など(※3)の90%とすることが、保険業法などで定められています(保険金・年金などの90%が補償されるものではありません。(※4))。
- なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率など)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など)のない保険契約にかかる特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金などの補償限度が下記のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

【高予定利率契約の補償率】=90% - { (過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 ÷ 2 }

(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、当社または保護機構のWebサイト(<http://www.seihohogo.jp/>)で確認できます。

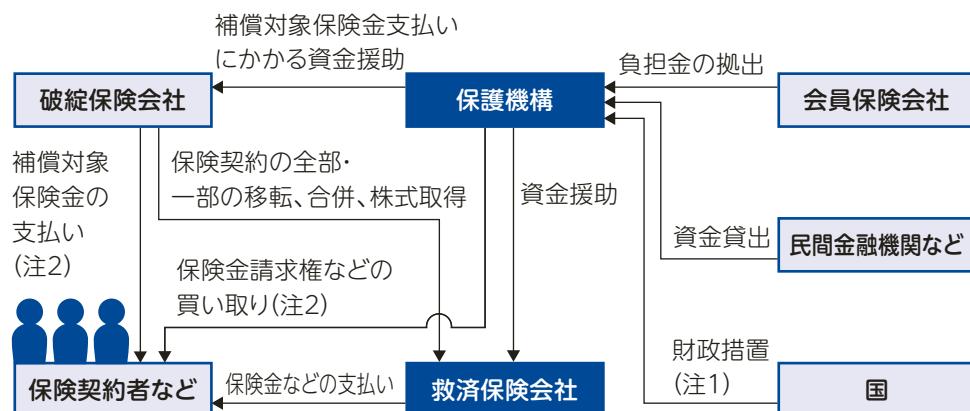
(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金などとは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金などをいいます。

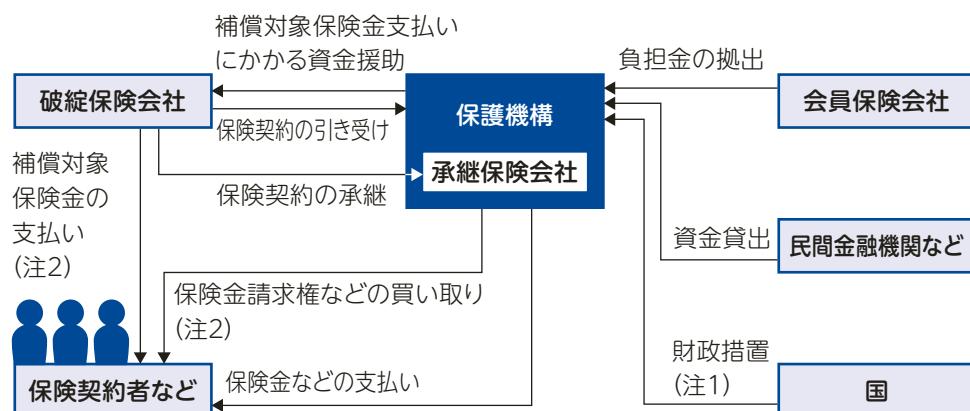
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額などについても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概要図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものであります。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などの支払い、保護機構が補償対象契約にかかる保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)。



- 補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容はすべて2018年12月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。
- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関する問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)、午前9時～正午、午後1時～午後5時

Web参照

生命保険契約者保護機構のWebサイト(<http://www.seihohogo.jp/>)もご覧ください。